

さいたま市若者のライフデザイン形成支援業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市若者のライフデザイン形成支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

4 予算の上限額

4,499,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市では、令和7年度より各ライフイベント（就学や就職、結婚、子どもを持つことなど）に関する社会動向や各種支援情報なども参照しながら、各自のライフデザイン（人生設計）をシミュレートできるWebサイト「さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）」を提供している。

【参考】さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）

<https://www.city.saitama.lg.jp/lifedesign/>

本業務は、20歳代前後の若者を主なターゲットにした「さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）」を使用したイベント及びセミナーを実施することで、結婚や出産を含めたライフデザインを考えるきっかけや機会を提供するとともに、ターゲット層が持っている結婚や子育て等に対する不安やマイナスイメージを解消し、将来に向けた希望を形成することを目的とする。

6 業務内容

(1) ライフデザインイベントの開催

- ① 概要 20歳代前後を主なターゲット層に、参加者がライフデザインを考える機会となるようなイベントを1回以上開催する。
- ② 時期 令和9年2月の土日祝日を想定。なお、令和9年1月に開催予定の「二十歳の集い」にてイベントの周知を予定しているため、開催時期を令和9年2月と想定しているが、その他ターゲット層に周知しやすい時期がある場合は提案すること。
- ③ 内容

本市 Web サイト「さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）」を活用し、参加者が就学や就職、結婚、子育て等の各ライフイベントに対する希望を様々な観点から考えることができるセミナー、トークセッション等を開催する。また、参加者同士が交流するグループワークも開催する。

④ その他

・原則として、イベントの参加費用は無料とすること。ただし、参加者へ飲食を提供する場合に、実費相当額の参加料を徴収することは差し支えない。その場合の金額は委託者と協議の上で決定することとし、「7 成果物（1）事業実施報告書」に会計報告を含めること。

・イベント効果測定のため、参加者へアンケートを実施すること。なお、アンケート内容は、受託者で案を作成の上、委託者と協議し、決定することとする。

・参加者100名を目標とし、SNS等の活用による効果的な広報を通じて、集客に努めること。

・参加者の申込受付手続については、本市の電子申請・届け出サービス「オンライン市役所（オンたま）」を利用して委託者が実施することを想定するが、その他の方法で申込・受付を行う場合は、受託者が調達・実施すること。

□ 企画提案に当たっては、以下の事項を具体的に記載すること。

・ライフデザイン形成に関するイベント開催やイベントへの出展等の実績（就職や結婚など、ライフイベントに関するイベントを含む）

・開催会場、講師等の出演者、プログラムなどの開催概要（企画提案時に会場や出演者の確保までは要さないが、実現可能な内容で提案すること。）

・イベント・セミナーにおける「さいたま LIFE DESIGN」の活用方法

・SNSを含めた、若者向けの効果的な広報・周知方法

【参考：令和7年度実施内容】

<https://www.city.saitama.lg.jp/lifedesign/news/p128162.html>

SNSでの広告配信実績（令和7年度実績）

リーチ数：492,921 クリック数:11,691

(2) 大学・企業等主催ライフデザインセミナーの支援

① 概要 市内の大学や企業等が主体的に開催する、各々の学生や社員等を対象としたライフデザインセミナーに、ライフデザインに知見のある講師を派遣するなどの支援を行う。

② 開催時期 令和8年8月以降、4回以上の支援を想定する。（1回につき50名程度を想定）

③ その他

・開催にあたっては、「さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）」を活用することとし、就職、結婚、出産、育児等の各ライフイベントに対する希望につ

いて様々な観点から考えることができる内容となるよう調整すること。

- ・講師派遣に係る費用（交通費含む）は受託者が支払うこととする。
- ・派遣先の企業や大学等については、委託者から受託者に掲示することとし、受託者は、必要に応じて委託者及び派遣元と打合せを行うこと。
- ・参加者の募集や会場の用意は、原則派遣先が行うこととする。

□ 企画提案に当たっては、以下の事項を具体的に記載すること。

- ・セミナーにおける「さいたま LIFE DESIGN（ライフデザイン）」の活用方法
- ・講師や講義内容などの開催概要（企画提案時に講師の確保までは要さないが、実現可能な内容で提案すること。）

7 成果物

(1) 事業実施報告書【提出時期：業務完了時】

ア 電子媒体（DVD-R） 1式

(2) 当業務で作成した印刷物や資料、データ【提出時期：作成時】

(3) その他委託者と受託者が協議の上、成果物として提出を求めるもの

8 その他

- (1) 本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜委託者との協議を行うこと。
- (3) 受託者は、業務執行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (4) 本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含めること。
- (5) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもとを使用することを認めるものとする。
- (6) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもってしても業務期間中及び業務期間終了後に第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。
- (8) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

- (10) 本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。